

第12回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況

■連結計算書類

連結注記表

■計算書類

個別注記表

マネックスグループ株式会社

上記につきましては、法令および当社定款の規定にしたがって、当社ウェブサイト (<http://www.monexgroup.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況

- 1 執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会決議により、上記体制（内部統制システム）の構築に関する基本方針を以下のとおり定め、これに従い内部統制システムを構築し、その確立に努めております。

① 会社法が定める内部統制システムの構築に関する取締役等の役割

(i) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する取締役（会）の役割

- ・取締役（会）は、執行役の職務の執行を監督します。
- ・取締役会は、執行役および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための内部統制システムを構築し、法令定款遵守の体制の確立に努めます。

(ii) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する監査委員会の役割

- ・監査委員会は、法令および規程に定められた権限を行使し、執行役の職務の執行を監査します。
- ・監査委員会は、執行役および子会社の取締役の職務の適合性を確保するための内部統制システムの運用について監査します。

② 監査委員会の職務の執行に必要な事項

(i) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- ・監査委員は、その職務の執行に必要な場合は、取締役会室に監査委員会の職務の執行の補助を委嘱することができます。

(ii) 前記（i）の取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ・取締役会室所属員の人事については、執行役を兼任しない取締役に諮問を行うものとしします。

(iii) 監査委員会の前記（i）の取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、取締役会室所属員につき、監査委員会の指示を実効的に遂行するために必要な知識・能力を備えた人員を配置します。

- (iv) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- ・当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、および使用人は、職務執行に関し重大な法令・定款その他の社内規則違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、その内容について、監査委員会、取締役会室または内部監査室のいずれかに報告しなければならないこととします。当該報告を受けた取締役会室または内部監査室は、速やかにその旨を監査委員会に報告するものとします。
 - ・当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、および使用人は、監査委員会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の報告・説明をします。
- (v) 前記 (iv) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社および当社子会社において、内部相談・通報に関する規程を設け、前記 (iv) の報告をしたことによる不利な取扱いを受けないことを確保します。
- (vi) 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査委員会の職務の執行に必要な予算を確保するとともに、監査委員会の職務の執行を妨げないよう、予算外の費用が必要となった場合においても、これを適切に処理します。
 - ・監査委員会は、当社の費用において、その職務を執行するために必要な外部のアドバイザー、弁護士、その他専門家を利用できるものとします。
- (vii) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査委員会は、事業活動全般にわたり、各執行役および子会社の取締役と随時意見交換を行います。
 - ・監査委員会は、内部監査室から内部監査の結果や改善が必要とされた事項についてのその後の状況等の報告を受けることができるものとします。また、必要に応じて内部監査室に対し調査の要請を行うことができるものとします。

- ③ 執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備
 - ・ 執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定めます。
 - (ii) 内部監査部門の設置
 - ・ 執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の適切な職務執行を確保するため、各社の業務内容・規模に応じ、内部監査部門を設置します。
 - (iii) 内部通報制度の整備
 - ・ 法令遵守上疑義のある執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、通報受領者(社外に指定する弁護士)に執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人が直接情報提供を行う内部通報制度を整備します。
- ④ 執行役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
- ・ 執行役の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取扱いにかかる規程に従い適切に保存および管理を行います。
 - ・ 子会社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告については、子会社の定めるところに従い、適切に報告を行います。
- ⑤ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社および子会社の損失の危険の管理に関し、リスク管理の基本方針および体制にかかる規程を定めるとともに、リスク分類毎に各責任部門がリスクの管理を行い、各部門におけるリスクの管理状況をリスク管理統括責任者が定期的に取り締役員に報告し、取締役会において確認することによりリスクの管理を行います。

⑥ 執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 機関設計

- ・当社においては、取締役会の決議により、法令により認められた範囲で、業務執行の決定を執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図ります。子会社についても、その規模・業務内容に照らし、業務執行の効率化・迅速化に適した機関設計を行います。

(ii) 組織関連規程の整備

- ・執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社においてはその自律性を尊重しつつ、職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定めます。

⑦ その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 子会社および関連会社の管理体制の整備

- ・子会社および関連会社の業務の適正を確保するための規程を定め、子会社および関連会社の業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行います。
- ・子会社についての担当執行役を定めた場合、当該担当執行役は、担当する子会社の業務執行状況の監督その他必要に応じた指導および体制整備を実施し、業務の適正を確保します。

(ii) 子会社に対する検査権限・監査権限の確保

- ・各社の業務内容や規模に応じ、子会社の業務の適正を確保するための規程を定め、子会社の業務について、適切な機関が内部監査を実施する体制を構築するよう指導し、必要に応じて直接検査・監査を実施します。

(iii) 共通の各種基本方針の策定

- ・子会社においても、本基本方針の趣旨を適切に反映した各種基本方針等を策定するように指導を行います。

(iv) 内部通報制度の整備

- ・子会社においても、当社に準じて内部通報制度を整備するよう指導を行います。

⑧ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

(i) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制の整備

- ・財務報告における適正性および信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備します。

(ii) 子会社に対する指導

- ・子会社においても財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用が適切に行われるために必要な指導を行います。

⑨ 反社会的勢力との関係遮断

(i) 反社会的勢力との関係遮断

- ・反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対しては毅然と対応します。

(ii) 子会社に対する指導

- ・子会社においても反社会的勢力との関係の遮断が適切に行われるために必要な指導を行います。

2 執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前記内部統制システムの構築に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適正な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

当社は、当社および子会社に共通の企業倫理コンプライアンスポリシーを定め、個々の役員および使用人が遵守すべき企業倫理にかかる行動指針を定めております。当社の執行役および使用人の職務執行状況については、各部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、内部監査を実施しております。

また、法令遵守上疑義のある役員および使用人の行為等について、外部の弁護士や社外取締役である監査委員会委員長を通報窓口とする実効性のある内部通報制度を構築しております。

このような体制の下で取締役会は、法令で認められる範囲で業務執行の決定権限を執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図っておりますが、一方で執行役に対し取締役会への業務執行の状況等について定期的に報告を求め、執行役の職務執行状況を監督しております。

② リスク管理体制

当社はリスク管理の基本方針および体制を定め、当社の直面するリスクを分類、評価した上で、リスク管理統括責任者が定期的に取り締役に報告することによりリスクの管理を行っております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、子会社および関連会社の経営管理に関する規程を定め、その業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行っております。

当社は、各子会社の業務内容や規模に応じた上記①および②の体制整備を推進しており、かつ各社から必要な報告を受けております。また、子会社においてもその業務について適切な機関が内部監査を実施する体制を構築するよう指導し、必要に応じて直接監査を実施しております。

④ 監査委員会の職務の執行

監査委員会は当社および子会社の役員および使用人に対しその職務の執行に関する事項の説明を求めているほか、会計監査人および内部監査部門から定期的に報告を受け、内部統制システムの運用について監査しています。

また、当社および子会社の役員および使用人が職務執行に関し重大な法令・定款違反その他の重要な事実等を知ったときは、前述のとおり監査委員会委員長に直接報告・相談をすることができる内部通報制度を整備し、これを当社グループ内に周知しております。

監査委員会の職務の執行には、執行役から独立した取締役会室の人員が補助にあたり、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しております。

連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載および一部の注記を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	19社
主要な連結子会社の名称	マネックス証券株式会社 マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社 マネックスベンチャーズ株式会社 マネックス・ハンブレクト株式会社 トレード・サイエンス株式会社 TradeStation Group, Inc. TradeStation Securities, Inc. TradeStation Technologies, Inc. Monex International Limited Monex Boom Securities (H.K.) Limited
新規	1社
除外	1社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の状況

持分法適用会社数	5社
主要な持分法適用会社の名称	有限会社トライアングルパートナーズ (匿名組合トライアングルパートナーズ) アストマックス株式会社
新規	1社

アストマックス株式会社については、議決権の保有比率が20%未満ですが、業務提携契約を通じて重要な影響力を有しているため同社を関連会社とし、持分法を適用しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内の連結子会社および一部を除く海外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。なお、一部の海外連結子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① デリバティブ以外の金融資産の評価基準および評価方法

i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産のうち売買目的で保有しているものおよび当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定したのものについては、公正価値で当初測定しその変動を純損益として認識しております。当初認識時の取引費用は発生時に純損益として認識しております。また、金融資産からの利息および配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

ii) 満期保有目的投資

固定または決定可能な支払金額と固定の満期を有するデリバティブ以外の金融資産のうち当社グループが満期まで保有する明確な意図と能力を有するもので、貸付金および債権に該当しないものは満期保有目的投資に分類されます。満期保有目的投資は直接帰属する取引費用も含めた公正価値で当初認識しております。当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

iii) 貸付金および債権

支払額が固定または決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないもので、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産に該当しない金融資産は、貸付金および債権に分類されます。貸付金および債権は、直接帰属する取引費用も含めた公正価値で当初認識しております。当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

iv) 売却可能金融資産

デリバティブ以外の金融資産のうち、当初認識時に売却可能に指定されたもの、または他のいずれの分類にも該当しないものは売却可能金融資産に分類されます。売却可能金融資産は直接帰属する取引費用も含めた公正価値で当初認識し、当初認識後は公正価値で測定し変動額をその他の包括利益の「売却可能金融資産の公正価値の変動」として認識します。ただし必要な場合には減損損失を純損益として認識します。配当金については、金融収益の一部として、純損益として認識しております。売却可能金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益に計上されている累積損益は純損益に振り替えられます。

v) 金融資産の減損

当社グループは有価証券等を除く金融資産の減損を認識する場合は、減損を金融資産の帳簿価額から直接減額せず、貸倒引当金勘定により会計処理しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、当初認識後に発生した損失事象の結果として減損の客観的証拠があり、かつ、その損失事象がその金融資産の見積予想キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積れるマイナスの影響を有している場合に減損損失を認識しております。当社グループは減損の客観的証拠が存在す

るかについての判定を四半期ごとに行っております。

売却可能金融資産の減損損失は帳簿価額と公正価値との差額として測定し、純損益として認識しております。償却原価で測定される金融資産の減損損失は、帳簿価額と当該金融資産の当初認識時の実効金利で割引いた将来キャッシュ・フローの見積りの現在価値との差額として測定し、純損益として認識しております。減損を認識した資産に対する収益は、時の経過に伴う割引額の戻し入れを通じて引き続き認識しております。

償却原価で測定する金融資産について減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益で戻し入れております。

② デリバティブの評価基準および評価方法

i) ヘッジ会計を適用するデリバティブ

当社グループはキャッシュ・フローに関するリスクヘッジのため、ヘッジ要件を満たすデリバティブについてヘッジ会計を適用しております。

当社グループは、ヘッジの開始時点において、ヘッジ関係、ヘッジの実施についてのリスク管理目的および戦略、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、ヘッジの有効性の評価方法を文書化しております。また、当社グループはヘッジの開始時点とともに、その後も継続的にヘッジ手段がヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために極めて有効であるかを判定しております。

ヘッジ手段としてのデリバティブは公正価値で当初測定し、その変動は次のように会計処理しております。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、そのヘッジ有効部分をその他の包括利益として認識し、非有効部分を純損益として認識しております。また、その他の包括利益として認識した金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、その他の包括利益から控除し純損益に振り替えます。なお、ヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了または行使された場合、あるいはヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。

ii) ヘッジ会計を適用しないデリバティブ

ヘッジ会計を適用するデリバティブを除く当社グループのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は公正価値で当初測定し、その変動は純損益として認識しております。

③ 非金融資産の評価基準および評価方法

i) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去費用が含まれております。

ii) 無形資産

無形資産は、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。

iii) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、毎期末日に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんおよび耐用年数を確定できないまたは未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれが高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識します。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、過去に認識した減損損失につき毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて純損益として認識しております。

主要な有形固定資産の当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりです。

建物	8～18年
器具備品	2～15年

② 無形資産

のれん以外の無形資産の償却は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて純損益として認識しております。

主要な無形資産の当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりです。

自己創設無形資産	5～7年
顧客関連資産	18年
技術関連資産	18年
その他	3～18年

(3) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能な場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益として認識しております。

(4) 収益および費用の計上基準

収益および費用は、受領するかまたは支払う対価の公正価値から消費税等の税金を控除した金額で測定されます。

① 受入手数料

証券取引の委託手数料等を含む受入手数料は対応する役務の提供に応じて認識しております。カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを含む取引については、当該ポイントの公正価値を見積り、これを控除した額を収益として認識しております。

② トレーディング損益

商品有価証券等の売却に関連するトレーディング損益は約定日に認識し、FX取引に関するトレーディング損益は、関連するデリバティブ資産・負債の公正価値の変動を純損益に認識しております。

③ 金融収益および金融費用

金融収益は、信用取引収益、有価証券貸借取引収益、受取利息、受取配当金、有価証券投資の売却益、トレーディング商品以外のデリバティブの公正価値の変動等から構成されております。金融費用は、信用取引費用、有価証券貸借取引費用、支払利息、有価証券投資の売却損、トレーディング商品以外のデリバティブの公正価値の変動等から構成されております。受取利息および支払利息は実効金利法により収益または費用として発生時に認識しております。受取配当金等は配当金等に関する株主の権利が確定したときに認識しております。

④ 収益と費用の相殺

当社グループが本人当事者に該当しないと判断される取引については、収益および費用を相殺して純額で表示しております。

⑤ 支払リース料

オペレーティング・リースにおける支払額は、リース期間にわたって定額法により純損益として認識しております。受け取ったリース・インセンティブは、リース費用総額とは不可分なものとしてリース期間にわたって認識しております。

(5) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ内の各企業の各機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産・負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産・負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した為替差額は、その他の包括利益として認識しております。外貨建取得原価により測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートを使用して換算しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産・負債（取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む）については期末日の為替レートで、収益および費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。為替換算差額はその他の包括利益の「在外営業活動体の換算差額」として認識しております。

在外営業活動体が処分される場合には、在外営業活動体の換算差額に関連する金額は、処分損益の一部として純損益に振り替えます。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 預託金及び金銭の信託

当社グループが有する一部の預託金及び金銭の信託については、その信託勘定を連結しております。預託金及び金銭の信託は、顧客より預託を受けた資金を保全するため各国の法令に基づき分別管理し運用している資金であるため、連結財政状態計算書では預託金及び金銭の信託として一括で表示しております。

② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は主として税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を採用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の内容
IFRS第8号	事業セグメント	事業セグメントの集約に関する開示

当連結会計年度において重要な影響はありません。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

当連結会計年度より、無形資産のうち一部の自己創設無形資産の見積耐用年数を見直しました。これにより、当連結会計年度の連結損益計算書において、「販売費及び一般管理費」が358百万円減少しております。

〔連結財政状態計算書に関する注記〕

1. 担保に供している資産

現金及び現金同等物（注）1	2,354百万円
その他の金融資産（注）2	27,721百万円

（注）1. FX取引のために取引金融機関に預け入れている拘束性預金です。

2. FX取引のために取引金融機関に差し入れている担保、金融商品取引の清算業務を行うため清算機関に差し入れている担保、金融商品取引のために取引金融機関、取引所等に差し入れている担保および敷金等です。なお、ヘッジ手段に指定したデリバティブ負債220百万円に対して差し入れたものが263百万円含まれております。

2. 当社グループが提供するサービスにおいて、顧客から受け入れた売却または再担保が可能な受入有価証券の公正価値

信用取引貸付金の本担保証券	131,200百万円
信用取引借証券	3,507百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	285,410百万円
受入保証金代用有価証券	304,044百万円

3. 当社グループが提供するサービスにおいて、売却または再担保として顧客および取引先に差し入れた有価証券の公正価値

信用取引貸証券	18,406百万円
信用取引借入金の本担保証券	15,096百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	69,891百万円
受入保証金代用有価証券のうち貸借取引の担保に供しているもの	8,791百万円
その他担保等として差し入れた有価証券	246百万円

4. その他の金融資産に対して計上した貸倒引当金

118百万円

5. 有形固定資産の減価償却累計額

3,194百万円

6. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約および貸出コミットメント契約等を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

当座貸越契約および貸出コミットメント契約等の総額	121,301百万円
借入実行残高	25,538百万円
差引額	95,763百万円

〔連結持分変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	287,680,500	－	3,546,200	284,134,300
合計	287,680,500	－	3,546,200	284,134,300
自己株式				
普通株式 (注) 2	－	3,546,200	3,546,200	－
合計	－	3,546,200	3,546,200	－

(注) 1. 発行済株式における普通株式の減少3,546,200株は、自己株式消却によるものです。

2. 自己株式における普通株式の増加3,546,200株は、市場買付によるものであり、減少3,546,200株は消却によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,014	7.00	2015年3月31日	2015年6月22日
2015年10月29日 取締役会	普通株式	1,989	7.00	2015年9月30日	2015年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの (予定)

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年6月25日 定時株主総会	普通株式	739	利益剰余金	2.60	2016年3月31日	2016年6月27日

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	3,036
有形固定資産および無形資産	1,430
事務委託契約解約損引当金	741
未払金および未払費用	516
未払事業税	136
前受収益	42
有価証券投資	42
貸倒引当金	37
その他	891
繰延税金資産合計	<u>6,871</u>
繰延税金負債	
有形固定資産および無形資産	△7,558
有価証券投資	△1,613
のれん	△310
その他	△543
繰延税金負債合計	<u>△10,024</u>
繰延税金負債の純額	<u>△3,153</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

(%)

法定実効税率	33.1
(調整)	
海外子会社の税額控除	△3.0
税率変更による期末繰延税金資産および負債の修正額	1.6
事業整理損	1.2
未認識の繰延税金資産	0.5
海外子会社の適用税率差異	△0.2
その他	△2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.1</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から2016年4月1日に開始する連結会計年度および2017年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、2018年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。この税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債、法人所得税費用への影響は軽微です。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、当社グループの経営に影響を与えるリスクを許容できる一定の範囲にとどめるために、リスクを適切に識別し、分析、評価した上で、(1)信用リスク、(2)流動性リスク、(3)市場リスクなど各々のリスクに応じた適切な管理体制を整備しております。

当社は、当社グループの経営に影響を与えるリスク全般を管理するための規程を定めており、金融商品に起因するリスクを含む各リスクは、当該リスクの所管部門を管掌する執行役が決定する具体的な管理方針および管理体制に従い管理し、各子会社に対してもリスク管理の方針および体制の整備を指導しております。当社ではリスク管理統括責任者を任命し、リスク管理統括責任者が当社および主要な子会社におけるリスク管理体制に関する整備状況および運用状況を把握のうえ、定期的に当社の取締役会に報告しております。

(1) 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により財務上の損失が発生するリスクであり、主として当社グループの顧客や取引金融機関等に対する取引先リスクおよび発行体リスクからなります。

① 顧客取引に関わるリスク

当社グループはグローバルに多数分散した顧客基盤を有していることおよび取引上限の設定により、特定の顧客に対する過大な信用リスクが生じることはありません。顧客に対する債権の大部分は（i）約定未受渡しの取引に基づく債権、（ii）信用取引に対するものを含む有価証券を担保とする貸付金、（iii）先物オプション取引、（iv）FX取引から構成されております。当社グループの金融商品取引業者においては、有価証券取引については前金、保証金または担保の差入を受けており、証拠金取引については取引状況の日常的なモニタリングを通じたポジション偏り等のリスク把握を行うとともに、証拠金維持率の適切な設定や強制決済の仕組みを設けることにより期日経過債権の発生を抑える仕組みを導入しており、顧客に対する債権についての信用リスクは限定的です。

② 取引金融機関および決済機関に関わるリスク

当社グループの取引金融機関および決済機関は、いずれも国内または海外で認知された優良な金融機関および決済機関であり、それら機関に対する債権に関する信用リスクは限定的です。また、取引金融機関および決済機関に対する格付引下げ等の信用不安につながり得る情報を入手した場合には、関係部門間で連携をとりながらリスク回避のために必要な措置を講じるようにしております。

③ 発行体に関わるリスク

当社グループでは資金運用のため日本国債や米国財務省短期証券等の有価証券を保有しております。また、顧客に提供する金融商品の商品在庫としての有価証券を保有しております。これら有価証券の発行体に関わる信用リスクについては日常的にモニタリングを行っており、発行体に関わる信用リスクは限定的です。

(2) 流動性リスク

流動性リスクは、企業が現金またはその他の金融資産の引渡しその他の方法による債務の決済に支障をきたすリスクです。当社グループでは、経営に必要な資金を大手金融機関をはじめとする多数の金融機関からの借入、インターバンク市場からの調達、また、資本市場における社債の発行により調達し、一時的な余資は流動性の高い短期金融資産で運用しております。

当社グループでは資金繰り状況および見通しの把握を随時行っており、かつ、多数の金融機関との間で当座借越契約、コミットメントライン契約等を締結していることで、流動性リスクを軽減しております。また、当社グループ内で機動的に資金を融通しあうことを可能な体制とし、流動性リスクのさらなる軽減も図っております。

なお、顧客からの預り金や受入保証金は顧客分別金信託等を設定して分別管理しておりますが、その資産は法令に基づき国債、預金等で構成されており、十分な流動性を確保しております。

(3) 市場リスク

市場リスクとは、市場における価格の変化により有価証券等の公正価値や将来のキャッシュ・フローが変動するリスクで、外国為替リスク、金利リスク等に分類されます。

① 外国為替リスク

当社グループは、金融商品取引業者等を行うFX取引および外貨建金融商品在庫等の外貨建資産・負債や当社グループの海外事業への純投資に関連する為替変動リスクに晒されております。FX取引についてはカバー取引に関する規定を定め、外国為替ポジションの適切な制御に努めております。外貨建金融商品在庫等の外貨建資産・負債に関しては日常的なモニタリングを通じたポジション偏り等のリスク把握を行い、ネットポジションに対して為替予約取引等を利用しリスクをヘッジしているため為替変動リスクは限定的です。

② 金利リスク

当社グループは、必要な資金を金融機関からの借入や資本市場における社債の発行により調達しており、長期的な資金調達に関して金利変動リスクに晒されております。

金利リスクの影響を受ける主な金融資産は預託金及び金銭の信託であります。リスク管理上、定量的分析結果を取締役に報告しております。

顧客分別金信託及び顧客区分管理信託の運用につきましては、償還までの保有を原則とし、その間の利金収入を目的としております。運用商品は現状、日本国債や米国財務省短期証券等の有価証券、銀行預金、コールローンとなっております。

当社グループは、これら資産・負債から生じる金利変動リスクをモニタリングし、急激な金利変動時には、金利スワップ等のデリバティブ取引等を利用することで、純損益の変動を機動的にヘッジする体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当社グループが保有する金融商品の帳簿価額および公正価値は次のとおりです。

	純損益を通じて 公正価値で測定する 金融資産および金融負債		貸付金 および債権	売却可能 金融資産	その他	帳簿価額 合計	公正価値
	売買目的	公正価値 オプション (注) 1					
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	—	—	61,902	—	—	61,902	61,902
預託金及び金銭の信託	—	—	302,850	194,592	—	497,442	497,442
商品有価証券等	2,945	—	—	—	—	2,945	2,945
デリバティブ資産	18,221	—	—	—	933	19,153	19,153
有価証券投資	—	—	—	3,707	—	3,707	3,707
信用取引資産	—	—	149,236	—	—	149,236	149,236
有価証券担保貸付金	—	—	31,628	—	—	31,628	31,628
その他の金融資産	—	1,081	63,192	—	—	64,272	64,272
合計	21,166	1,081	608,807	198,299	933	830,286	830,286
デリバティブ負債	6,959	—	—	—	220	7,178	7,178
信用取引負債	—	—	—	—	33,006	33,006	33,006
有価証券担保借入金	—	—	—	—	71,974	71,974	71,974
預り金	—	—	—	—	350,904	350,904	350,904
受入保証金	—	—	—	—	170,666	170,666	170,666
社債及び借入金	—	—	—	—	154,261	154,261	154,794
その他の金融負債	—	—	—	—	5,868	5,868	5,868
合計	6,959	—	—	—	786,899	793,858	794,390

(注) 1. 当社グループは、一部の金融商品について、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する選択（公正価値オプション）を行っております。

この公正価値オプションにより、このような指定を行わない場合に、資産または負債の測定あるいは資産または負債に関する利得または損失の認識を異なったベースで行うことから生じるであろう測定上または認識上の不整合を、その指定が消去または大幅に削減すると認められることから、当初認識時に指定しているものです。

2. 金融資産および金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

(1) 現金及び現金同等物

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

(2) 預託金及び金銭の信託

預託金及び金銭の信託は、その内訳資産ごとに他の金融資産に準じて公正価値を見積っております。

(3) 商品有価証券等、有価証券投資

市場性のある金融商品については、市場価格を用いて公正価値を見積っております。市場価格が存在しない場合は、独立した第三者間取引による直近の取引価格を用いる方法、類似企業比較法、直近の入手可能な情報に基づく純資産に対する持分に基づく方法、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法等により公正価値を見積っております。

(4) デリバティブ資産、デリバティブ負債

FX取引については、報告日の直物為替相場に基づく方法により、為替予約取引については、報告日の先物為替相場に基づく方法により、公正価値を見積っております。金利スワップについては、満期日までの期間および割引率で将来キャッシュ・フローを割り引く方法により公正価値を見積っております。

(5) 信用取引資産、信用取引負債、有価証券担保貸付金、有価証券担保借入金、その他の金融資産、預り金、受入保証金、社債及び借入金およびその他の金融負債

満期までの期間が短期であるものは、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。また、満期までの期間が長期であるものは、取引先もしくは当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により見積っております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	302.03円
2. 基本的1株当たり当期利益	12.46円

〔重要な後発事象に関する注記〕

(新株予約権の払込)

当社は、2016年3月7日の取締役会決議において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、第1回新株予約権（業績条件3年間）および第1回新株予約権（業績条件5年間）を発行することを決議しております。

当該新株予約権は、2016年4月15日に割当が行われ、2016年4月28日に払込が完了しております。

(自己株式の取得)

当社は、2016年4月28日の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することについて決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は株主還元の基本方針として、複数年度にまたがる総還元性向（※）の目標を75%としております。配当による株主還元に加えて、自己株式取得については、株価水準と成長に向けた投資計画などを踏まえ、機動的な経営判断により実施することとしており、当該基本方針に則り自己株式の取得を行うものです。

(※) 総還元性向 = (配当金支払総額 + 自己株式取得総額) ÷ 親会社の所有者に帰属する当期利益

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得する株式の総数

3,600,000株（上限）

(3) 取得期間

2016年5月2日～2016年6月3日

(4) 株式の取得価額の総額

1,000百万円（上限）

(5) 取得の方法

東京証券取引所における市場買付

(社債の発行)

当社は、2016年4月26日の取締役会にて決議された社債発行の限度額及びその概要に基づき、2016年5月19日に無担保社債を発行することを決定しました。その内容は次のとおりです。

- (1) 銘柄
マネックスグループ株式会社2017年5月19日満期円建社債
- (2) 発行価格
額面100円につき金100円
- (3) 発行総額
3,000百万円
- (4) 利率
0.6%
- (5) 償還方法
満期償還又は買入消却
- (6) 償還期限
2017年5月19日
- (7) 発行の時期
2016年5月19日
- (8) 資金の用途
設備資金、運転資金及び投融資資金

(注) 本連結注記表中の記載金額は、表示単位未満の端数および比率を四捨五入しております。

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記等〕

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

(i) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(ii) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 8～18年

器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	124百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりです。（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	520百万円
短期金銭債務	32百万円
3. 関係会社に対し金銭消費貸借契約を締結しております。これに基づく貸付および借入未実行額は次のとおりです。	
金銭消費貸借の総額	50,000百万円
貸出実行残高	－百万円
差引額	50,000百万円
金銭消費貸借の総額	8,800百万円
借入実行残高	225百万円
差引額	8,575百万円
4. 次の連結子会社の金融商品取引に関連して発生する債務および金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
マネックス証券株式会社	2,300百万円
Monex Boom Securities (H.K.) Limited	1,689百万円
TradeStation Group, Inc.	13,512百万円
計	17,501百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高は次のとおりです。

営業取引による取引高	
営業収益	9,689百万円
営業費用	134百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	544百万円
営業外費用	2,343百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類および株式数に関する事項

連結注記表「連結持分変動計算書に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

	(百万円)
繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	10
未払事業税	25
その他	30
計	<u>66</u>
繰延税金資産（流動）の純額	66
繰延税金資産（固定）	
関係会社株式	423
関係会社出資金	36
その他有価証券評価差額金	22
その他	71
小計	<u>553</u>
評価性引当額	<u>△500</u>
計	53
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	<u>△139</u>
計	<u>△139</u>
繰延税金負債（固定）の純額	△86

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	33.1
（調整）	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△28.3
税率変更による期末繰延税金資産および負債の修正額	0.1
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>5.1</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から2016年4月1日に開始する事業年度および2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。この税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債、法人税等調整額への影響は軽微です。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	マネックス証券 株 式 会 社	所有 直接100%	役務の提供 債務保証 資金の貸借 役員の兼任	役務の提供 (注) 1	3,165	未収収益	324
				債務保証 (注) 2	2,300	—	—
				資金の借入 (注) 3	8,000	—	—
				資金の返済 (注) 3	8,000	—	—
				利息の支払 (注) 3	3	—	—
子会社	マネックス ベンチャーズ 株 式 会 社	所有 直接100%	資金の貸借 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	1,370	関係会社短期 借入金	225
				資金の返済 (注) 3	1,220	—	—
				利息の支払 (注) 3	0	未払費用	0
子会社	TradeStation Group, Inc.	所有 直接100%	資金の貸借 債務保証 デリバティブ 取引 役員の兼任	資金の貸付 (注) 3	—	関係会社 長期貸付金	10,697
				利息の受取 (注) 3	177	1年内回収予 定の関係会社 長期貸付金	900
				債務保証 (注) 4	13,512	未収収益	145
				保証料の受取 (注) 4	22	—	—
				デリバティブ取 引 (注) 5	—	その他の固定負債 (デリバティブ負債)	1,032
				デリバティブ取 引の解約による 支払 (注) 5	684	—	—
子会社	Monex Boom Securities (H . K .) L i m i t e d	所有 間接100%	債務保証 役員の兼任	利息の支払 (注) 5	626	—	—
				債務保証 (注) 4	1,689	—	—
				保証料の受取 (注) 4	0	未収収益	0

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 役務の提供については、対価の妥当性を勘案し協議の上で合理的に決定しております。なお、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 金融商品取引に関連して発生する債務につき、債務保証を行っております。
3. 資金の貸付および借入については、貸付および借入利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、債務保証の料率については、市場保証料率を勘案して合理的に決定しております。
5. デリバティブ取引については、市場実勢を勘案して決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	270.18円
2. 1株当たり当期純利益	24.49円

〔重要な後発事象に関する注記〕

（新株予約権の払込）

当社は、2016年3月7日の取締役会決議において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、第1回新株予約権（業績条件3年間）および第1回新株予約権（業績条件5年間）を発行することを決議しております。

当該新株予約権は、2016年4月15日に割当が行われ、2016年4月28日に払込が完了しております。

（自己株式の取得）

当社は、2016年4月28日の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することについて決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は株主還元の基本方針として、複数年度にまたがる総還元性向（※）の目標を75%としております。配当による株主還元に加えて、自己株式取得については、株価水準と成長に向けた投資計画などを踏まえ、機動的な経営判断により実施することとしており、当該基本方針に則り自己株式の取得を行うものです。

（※）総還元性向＝（配当金支払総額＋自己株式取得総額）÷親会社の所有者に帰属する当期利益

2. 取得に係る事項の内容

（1）取得対象株式の種類

当社普通株式

（2）取得する株式の総数

3,600,000株（上限）

（3）取得期間

2016年5月2日～2016年6月3日

（4）株式の取得価額の総額

1,000百万円（上限）

（5）取得の方法

東京証券取引所における市場買付

(社債の発行)

当社は、2016年4月26日の取締役会にて決議された社債発行の限度額及びその概要に基づき、2016年5月19日に無担保社債を発行することを決定しました。その内容は次のとおりです。

- (1) 銘柄
マネックスグループ株式会社2017年5月19日満期円建社債
- (2) 発行価格
額面100円につき金100円
- (3) 発行総額
3,000百万円
- (4) 利率
0.6%
- (5) 償還方法
満期償還又は買入消却
- (6) 償還期限
2017年5月19日
- (7) 発行の時期
2016年5月19日
- (8) 資金の用途
設備資金、運転資金及び投融資資金

(注) 本個別注記表中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率を四捨五入しております。